佐野市事後審査型条件付一般競争入札の実施について

（総合評価落札方式）

佐野市事後審査型条件付一般競争入札（総合評価落札方式）を実施するにあたり、参加を希望する方は、次のとおり手続をしてください。

※「特別簡易型」と「簡易型」の２種類ありますので、充分に注意して下さい。

１　入札参加申請

電子入札システムを利用し、事後審査型条件付一般競争入札（総合評価落札方式）用の参加申請用添付資料（単体用）を添付のうえ申込するとともに、評価項目算定資料を提出期限までに提出（持参）してください。

添付資料・評価項目算定資料は、佐野市ホームページの「入札契約情報」からダウンロードできます。

評価項目算定資料の提出は、佐野市技術センター部契約検査課へ持参してください。郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第６項に規定する一般信書郵便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書郵便事業者による同条第２項に規定する信書便による発送（以下「郵送等」という。）及び電送によるものは受付けしません。

参加申請書を提出した者は、原則として、当該競争入札に参加できます。

入札参加資格を確認するための書類は、開札後に、落札者とするための確認の必要がある者へ、提出を求めます。

２　評価項目算定資料の提出

入札に際し、価格以外の評価を行うために必要な資料（以下、「評価項目算定資料」という。）を提出していただきます。

提出する書類

①　評価項目の算定資料の提出について（様式３号）
②　評価点算定資料一覧表（様式３－１号）及び添付資料
③　施工実績評価資料（様式３－２号）及び添付資料
④　配置予定技術者評価資料（様式３－３号）及び添付資料
⑤　ボランティア活動実績資料（様式３－４号）及び添付資料
⑥　施工計画評価資料（様式３－５号）　**※簡易型のみ**

評価項目算定資料は、佐野市技術センター部契約検査課まで持参してください。

３　入札方法

入札書の提出方法は、電子入札によるものとします。積算内訳書を添付してください。提出した入札書及び評価項目算定資料の引換え又は変更は認めません。

予定価格を事前公表している入札は、入札回数を１回とします。

４　技術評価点の算定

評価項目算定資料を基に、価格以外の評価点を算定します。その結果を入札情報公開システム（佐野市ホームページ）に掲載しますので、疑義がある場合には、指定された様式により市長宛に照会することができます。その結果、公表した点数を修正し

たときは、入札情報公開システムに再度掲載します。この点数が、最終的な価格以外の評価点となります。

５　開札

開札は、価格以外の評価点が確定した後、公告文に定めた日時及び場所において行います。開札後、落札決定を保留し総合点数の算定をします。価格点を算定し価格以外の評価点との合計点が最も高い者が落札第１順位者となります。

（特別簡易型）

総合評価点＝価格点（９０×最低入札価格／入札価格）＋価格以外の評価点

（簡易型）

総合評価点＝価格点（８０×最低入札価格／入札価格）＋価格以外の評価点

６　落札者の決定方法

開札の結果、予定価格の制限の範囲内で総合評価点の最も高いものを第１順位者とし、その者から徴取した事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書（総合評価落札方式）（様式２号）及び関係書類（以下「確認申請書等」という。）の審査の結果、入札参加資格要件を満たしている場合には、当該第１順位者を落札候補者とします。満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い適格者が確認できるまで行うものとします。なお、予定価格の制限の範囲内で総合評価点が最も高いものが２以上ある場合は、電子入札システムによる「電子くじ」により第１順位者を決定します。

落札候補者は、学識経験者の意見聴取を行った上で、入札参加者選考委員会で落札者として決定します。

ただし、低入札調査に係る調査基準価格を設定した場合において、落札候補者の入札価格が市の調査基準価格を下回った場合は、低入札価格調査制度を適用します。第１順位者の入札価格が調査基準価格を下回る場合において、第１順位者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価点の最も高いものを第１順位者とすることがあります。

７　入札参加資格の確認

開札後に、確認申請書等の提出を求められた者は、その日から２日以内（市の休日を除く。以下同じ）に提出し、落札者候補者となるため入札参加資格の確認の審査を受けてください。

確認申請書は、佐野市ホームページからダウンロードできます。

確認申請書等の提出は、佐野市技術センター部契約検査課へ持参してください。郵送等及び電送によるものは受付けしません。

当該入札者が、提出期限内に確認申請書等を提出しないときは、その当該入札者のした入札は効力を失います。

８　入札の無効

佐野市財務規則第８５条及び佐野市建設工事等執行規則第７条に記載のとおり、参加申請書を提出した者であっても、入札時点において、入札に参加できる者に必要な資格を満たしていない者が入札したとき。

９　配置技術者（専任の場合）

監理技術者とは、建設業法第２７条の１８に規定する「監理技術者資格者証」の交付を受けた者とします。なお、平成１６年３月１日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者は、指定講習に係る「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者とします。

配置する監理技術者又は主任技術者（以下「技術者」という。）は、請負者と「直接的かつ恒常的な雇用関係」にある者でなければなりません。したがって、他の会社からの在籍出向者や派遣社員を技術者として現場に配置することは原則として認めません。

なお、恒常的な雇用関係とは、参加申請書提出日現在で３か月以上雇用していることとします。

１０　配置技術者（専任を要しない場合）

１件の請負金額が４，５００万円未満の工事（建築一式工事については、９，０００万円未満）では、技術者の専任配置は必要としません。

配置する技術者は、請負者と「直接的かつ恒常的な雇用関係」にある者でなければなりません。したがって、他の会社からの在籍出向者や派遣社員を技術者として現場に配置することは原則として認めません。

１１　現場代理人

現場代理人とは、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる請負者の代理人であり、工事現場に常駐しなければなりません。

１２　その他

入札に際しては、地方自治法、地方自治法施行令、佐野市財務規則、佐野市建設工事等執行規則、佐野市電子入札実施要項、佐野市事後審査型条件付一般競争入札実施要綱、佐野市建設工事総合評価落札方式試行要領等を熟読の上、入札に参加してください。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等を遵守し、厳正に入札に参加してください。

問い合わせ先
佐野市技術センター部契約検査課契約係
電話　（０２８３）２０－３０２７
ＦＡＸ（０２８３）２０－３０３５
佐野市ホームページ
https://www.city.sano.lg.jp/index.html